

転入



知多市へ
引越された方へ

忘れずにお持ちください

転入届 を住み始めた日から**14日以内** に届出してください

届出に必要なもの

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

※ 必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険資格確認書
・年金手帳(証書) ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証 など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 手続きが出来るかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



知多市役所

〒478-8601
知多市緑町1番地

開庁時間 9時~16時

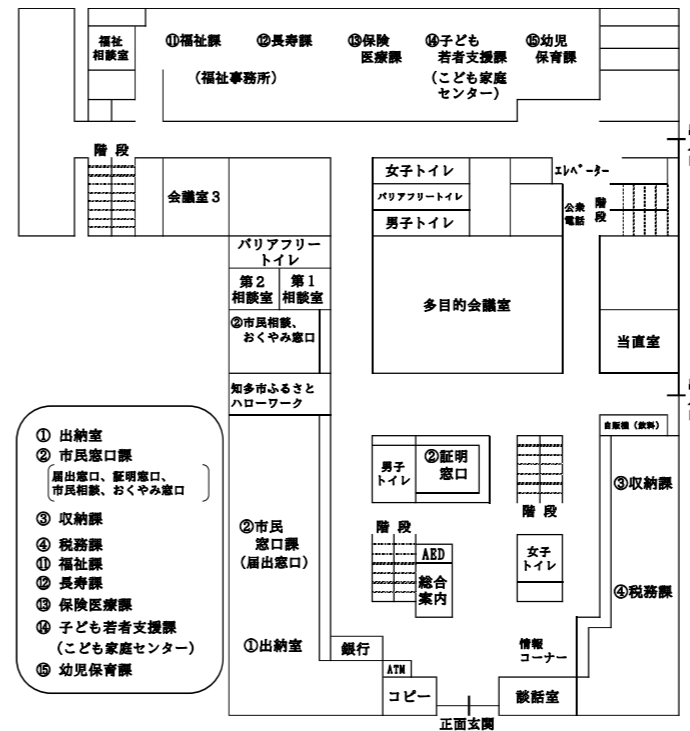
※土曜・日曜・祝日、年末年始(12/29~1/3)の
開庁日はお休みです。

手続きチェックシートの使い方

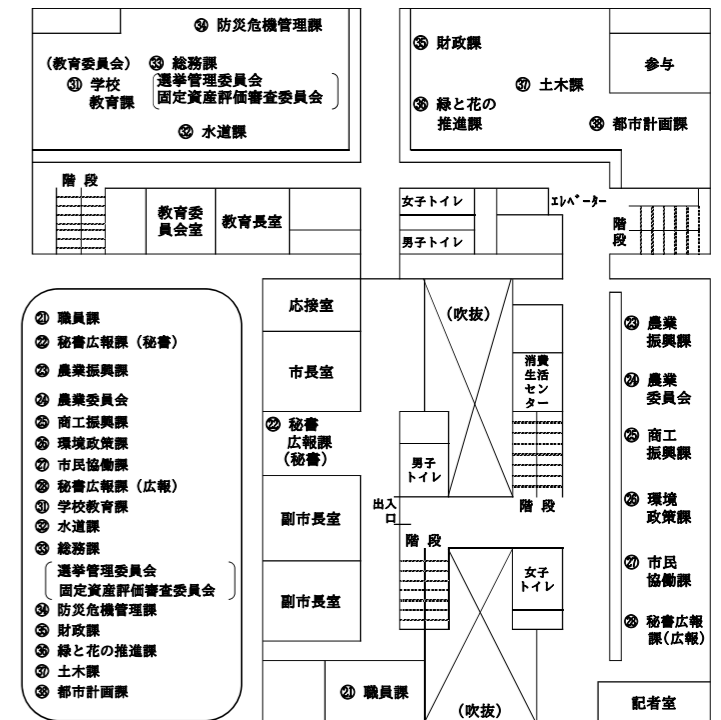
必要な手続きの確認や、手続きに必要なもの確認にご利用ください。手続き先については、庁舎案内図を参考にしてください。

庁舎案内図

1 F



2 F



手続きチェックシート 転入

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付
--------------------	-----	-------	----	------	----


住所 戸籍

マイナンバーカードをお持ちの方	・住所変更	・マイナンバーカード		② 市民窓口課 (届出窓口)	
印鑑登録が必要な方	・印鑑登録	・印鑑			

保険 年金

国民健康保険に加入する方 →69歳までの方	・国民健康保険資格取得			⑬ 保険医療課	
→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・保険料の軽減有無確認	(お持ちの方のみ) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
→70歳~74歳の方	・国民健康保険資格取得	(お持ちの方のみ) ・負担区分等証明書			
→前住所地で国民健康保険に加入していなかった(転出後に勤務先の健康保険の資格を喪失した方)	・国民健康保険資格取得	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書 ※前住所地で手続きが必要な場合があります。			
→各種認定証が必要な方	・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証 の申請	(お持ちの方のみ) ・前住所地の特定疾病療養受療証の写し			
後期高齢者医療制度に加入している方 →75歳以上の方 または 65歳~74歳で一定の障がいのある方	(県内からの転入) ・後期高齢者医療資格変更 (県外からの転入) ・後期高齢者医療資格取得	・後期高齢者医療資格確認書 ・前住所地発行の負担区分証明書 ・障がいを証明する手帳等 (65~74歳の方のみ)			
→後期高齢者福祉医療に該当する方	・後期高齢者福祉医療資格取得	※受付窓口でご相談ください			
年金を受給中の方	・年金の住所変更				
→海外から転入された方	・国民年金の加入 (20歳~60歳未満)				

高齢

65歳以上の方	・介護保険転入手続き			⑫ 長寿課	
前の住所地で要介護(要支援)認定があった方	・要介護(要支援)認定の引継	・介護保険受給資格証明書		⑫ 長寿課 (オンライン申請可↓)	

障がい

障がいの手帳をお持ちの方 または 自立支援医療・障害福祉サービスを利用中の方	・各手帳等の住所変更	・各手帳、受給者証等 ・マイナンバーカード ・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・振込口座の分かるもの		⑪ 福祉課	
障害者医療に該当する方	・障害者医療資格取得	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・障がいを証明する手帳等		⑬ 保険医療課	
精神障害者医療に該当する方	・精神障害者医療資格取得	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの ・自立支援医療受給者証(精神通院) または 精神障害者保健福祉手帳			


手続きチェックシート 転入

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付
--------------------	-----	-------	----	------	----

子ども

小学生・中学生のお子さんがいる方	・転校手続き (転(編)入学通知書の交付)			⑬ 学校教育課	
0歳~高校生のお子さんがいる方	・児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの(請求者) ・振込先の通帳等(請求者) ・マイナンバーが分かるもの(請求者、配偶者)		⑭ 子ども若者支援課 (オンライン申請可↓)	
0歳~高校1年生のお子さんがいる方	・子ども医療費受給者証の申請 ※障害者医療、精神障害者医療、母子家庭等医療に該当する方は、各制度が優先	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの(子)		⑬ 保険医療課 (オンライン申請可↓)	
0歳~高校1年生のお子さんがいる方	・予防接種予診票の交付	・母子健康手帳 ・転入時に市民窓口課で配布された予防接種履歴届出書		健康推進課(別施設)	
0歳~就学前のお子さんがいる方	・乳幼児健診、健康相談のご案内	・母子健康手帳 ・転入時に市民窓口課で配布された転入アンケート		保健センター 住所:新知字永井2-1 TEL:0562-54-1300	
妊娠中の方	・妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票			
放課後児童クラブ利用が必要な方	・放課後児童クラブ利用に関する相談、申請	※受付窓口でご相談ください		⑭ 子ども若者支援課	
保育園・こども園等の利用を希望する方	・入所申込	※受付窓口でご相談ください		⑮ 幼児保育課 (オンライン申請可↓)	
ひとり親家庭等に該当する方	・ひとり親家庭支援に関する相談、申請	※受付窓口でご相談ください		⑭ 子ども若者支援課	
児童発達支援などの通所給付決定を受けている方	・障害児通所支援の申請	・医療保険に係る資格情報が確認できるもの(親・子) ・通所受給者証 ・障害児支援利用計画案		⑬ 保険医療課	
特別児童扶養手当を受給していた方	・特別児童扶養手当の相談、申請	※受付窓口でご相談ください		⑭ 子ども若者支援課	

税金

上下水道を使用する方	・使用開始申込み	・お電話 または インターネット で手続きできます		⑫ 水道課 TEL:0562-36-2677 (インターネットはこちら↓)	
原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	・所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください		④ 税務課	
軽自動車(三輪、四輪)を所有している方	※軽自動車検査協会(愛知主管事務所)でご相談ください			愛知主管事務所 TEL:050-3816-1770	
普通自動車、自動二輪(125cc超)を所有している方	※愛知運輸支局でご相談ください			愛知運輸支局 TEL:050-5540-2046	

その他

犬を飼っている方	・犬の登録	(前の住所地で発行された) ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		⑯ 環境政策課	
市営住宅に入居を希望する方 または 市営住宅に同居を希望する方	・市営住宅の入居手続き ・市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		⑳ 都市計画課	